

総行市第26号
消防災第51号
平成29年4月11日

各都道府県知事 殿
(人事担当課、市区町村担当課、消防防災主管課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)
消防庁次長
(公印省略)

大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（通知）

平成28年熊本地震では、一部被災市町村において行政機能が極度に低下し、支援要請を行うことさえも困難な状況や、県を通じて市町村の状況把握が正確に行えない状況が生じるなど、市町村における行政機能の確保及びその状況把握に関する課題が明らかになりました。

市町村における行政機能の確保は、大規模災害時の初動対応から復旧、復興に至る対処を迅速に行うための基礎的な条件であり、その確保状況を迅速かつ的確に把握することにより、行政機能が低下した被災市町村に対する効果的な応援職員の派遣等の支援が可能となります。

こうした観点から、総務省において、被災市町村における行政機能の確保状況を把握するための具体的な仕組みを検討するため、「大規模災害時における市町村行政機能の確保に関する検討会」（座長：稲継裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授）を開催し、先月その検討結果がとりまとめられたところです（別添）。

については、本検討会における検討結果を踏まえ、被災市町村における行政機能の確保状況の把握に関し今後取り組むべき事項として、下記Ⅰの事項を貴管内市町村に周知し、取組を促すとともに、都道府県においても下記Ⅱに留意し、被災市町村の行政機能の確保の状況を把握するために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

記

I 市町村において取り組むべき事項

1 行政機能の確保状況の把握及び都道府県への報告

○ 大規模災害により被災した市町村は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制（マンパワー）は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかの3点を把握し、都道府県に報告すること。

○ 具体的には、震度6弱以上（東京23区は5強以上）の地震を観測した全ての市町村（以下「報告対象市町村」という。）（※1）において、上記①～③の事項について、別紙1の市町村行政機能チェックリスト（「以下「チェックリスト」という。）に必要事項を記入し、都道府県の担当部署に（※2）原則としてFAX（※3）により報告すること（事務全体の流れについては別紙2の事務フロー図を参照）。

※1 地震以外の災害又は震度6弱未満（東京23区は5強未満）の地震により被災した市町村であっても、都道府県又は総務省から必要に応じて報告を求める場合があること。

※2 被災状況等により都道府県の担当部署に連絡がとれない場合には、総務省自治行政局市町村課に直接報告すること。

※3 FAX以外の通信手段（都道府県との既存の災害情報システム等）を使用する場合には、都道府県との間であらかじめ通信手段を定めておくこと。また、被災状況等によりFAXを使用できない場合には、使用可能な通信手段（電話等を含む。）を使用すること。

○ 被害状況、災害対策本部設置などの対応状況については、災害発生直後から、都道府県・消防庁に「災害概況報」（※4）により逐次報告することとされているところ、チェックリストの第1報については、上記報告後、可能な限り速やかに（原則として発災後12時間以内）報告すること。第2報以降は、既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに提出すること。特に、行政機能が極度に低下している又は低下のおそれのある市町村においては、第2報以降も都道府県と緊密に連絡を取ること。

※4 「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき一定基準以上の災害が発生した場合に、当該災害が発生した地域の属する市町村・都道府県から提出することとなっているものを指す。

2 担当部署の決定

- チェックリストによる報告を担当する部署をあらかじめ決定しておくこと。トップマネジメントや人的体制の状況等を主な報告内容とするものであることから、膨大な災害対応業務に対処する必要がある防災・危機管理部署に限らず、組織・人事管理などを担う部署（例：総務課系統）が担うことも含め、全庁的な対応体制の確保に留意しながら判断すること。
- 市町村からの報告がない場合等に、都道府県さらには総務省から直接市町村に連絡を取ることが想定されることから、あらかじめ担当部署及び連絡先等を都道府県及び総務省に登録すること。

II 都道府県において取り組むべき事項

1 管内市町村の行政機能の確保状況の把握及び総務省への報告

- チェックリストにより報告対象市町村からの報告を受けた都道府県は、当該報告内容について、直ちに総務省自治行政局市町村課にFAX（※5）により報告し、原則として発災後12時間以内に総務省への報告を完了すること。

※5 被災状況等によりFAXを使用できない場合には、使用可能な通信手段（電話等を含む。）を使用すること。

- 報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により、都道府県自らが直接的に当該市町村の状況把握（アウトリーチ）を実施し、遅くとも発災後24時間以内には、全ての報告対象市町村についてチェックリストにより総務省に報告すること。この場合、都道府県の担当者が市町村の担当者に代わってチェックリストに記入（電話による聞き取り、現地派遣職員による記入等）することも想定されること。
- 報告対象市町村のうち、第1報において行政機能が確保されていると都道府県が判断した市町村については、第2報以降の提出は求めないこととして差し支えないが、その後の状況（余震、天候、市町村長や職員の健康状態等）の変化により、行政機能が低下した場合には、再度提出を求めるべきことに留意すること。
- 報告対象市町村以外の市町村において行政機能が極度に低下している又は低下のおそれのある場合等においては、都道府県の判断により、当該市町村にチェックリストによる報告を求めるなど積極的に管内市

町村全体の状況把握に努め、必要に応じて総務省に報告すること。

2 担当部署の決定

- チェックリストによる被災市町村からの報告を受ける部署をあらかじめ決定し、管内の市町村に周知（チェックリストにあらかじめ連絡先と併せて記入し周知）しておくこと。各市町村のトップマネジメントや人的体制の状況等を主な報告内容とするものであることから、膨大な災害対応業務に対処する必要がある防災・危機管理部署に限らず、平時より市町村に関する情報を包括的に把握できる部署（例：総務部系統）が担うことも含め、全庁的な対応体制の確保に留意しながら判断すること。
- 都道府県からの報告がない場合等に、総務省から都道府県又は市町村に直接連絡を取ることが想定されることから、あらかじめ担当部署及び連絡先等を総務省に登録すること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局市町村課 山口課長補佐、福富係長

電 話：03-5253-5516

FAX：03-5253-5592